

令和4年4月版

川口市 介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表

従前コード表からの変更の有無

A 2 変更あり

A 3 変更あり

A 6 変更あり

A 7 変更あり

A F 変更なし

◆川口市訪問型介護予防相当サービスサービスコード表【令和4年4月版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 特別地域加算		所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	

◆川口市訪問型サービスA(基準緩和)サービスコード表【令和4年4月版】

●1割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1001	【1割】訪問A緩和サービス	訪問型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2	227単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	227	1回につき
A3	1002	【1割】訪問A緩和サービス同一					204	
A3	1003	【1割】訪問A緩和初回加算	初回加算			200	200	1月につき
A3	1005	【1割】訪問A緩和和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算Ⅰ		100	100	
A3	1004	【1割】訪問A緩和和生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ		200	200	
A3	1021	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用		31	
A3	1022	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用		27	
A3	1023	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ初回加算分		初回加算算定時に使用			27	1月につき
A3	1025	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用			13	
A3	1024	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用			27	
A3	1041	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用		22	1回につき
A3	1042	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用		20	
A3	1043	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ初回加算分		初回加算算定時に使用			20	1月につき
A3	1045	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用			10	
A3	1044	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用			20	
A3	1061	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用		12	1回につき
A3	1062	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用		11	
A3	1063	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ初回加算分		初回加算算定時に使用			11	1月につき
A3	1065	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用			5	
A3	1064	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用			11	

川口市訪問型サービスA(基準緩和)サービスコード表 1割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1111	【1割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰサービス分	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	14	1回につき
A3	1112	【1割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰ減算サービス分		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	12		
A3	1113	【1割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰ初回加算分		初回加算算定時に使用	12	1月につき	
A3	1114	【1割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	6		
A3	1115	【1割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	12		
A3	1131	【1割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱサービス分	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	9	1回につき
A3	1132	【1割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱ減算サービス分		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	8		
A3	1133	【1割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱ初回加算分		初回加算算定時に使用	8	1月につき	
A3	1134	【1割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	4		
A3	1135	【1割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	8		

※サービス費の算定回数の上限 週1回程度 月5回まで
 週2回程度 月10回まで
 週2回を超える程度 月16回まで(要支援1は利用不可)

◆川口市訪問型サービスA(基準緩和)サービスコード表【令和4年4月版】

●2割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1201	【2割】訪問A緩和サービス	訪問型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2	227単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	227	1回につき
A3	1202	【2割】訪問A緩和サービス同一					204	
A3	1203	【2割】訪問A緩和初回加算	初回加算			200	200	1月につき
A3	1205	【2割】訪問A緩和和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算Ⅰ		100	100	
A3	1204	【2割】訪問A緩和和生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ		200	200	
A3	1221	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用		31	
A3	1222	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用		27	
A3	1223	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ初回加算分		初回加算算定時に使用			27	1月につき
A3	1225	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用			13	
A3	1224	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用			27	
A3	1241	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用		22	1回につき
A3	1242	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用		20	
A3	1243	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ初回加算分		初回加算算定時に使用			20	1月につき
A3	1245	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用			10	
A3	1244	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用			20	
A3	1261	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用		12	1回につき
A3	1262	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用		11	
A3	1263	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ初回加算分		初回加算算定時に使用			11	1月につき
A3	1265	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用			5	
A3	1264	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用			11	

川口市訪問型サービスA(基準緩和)サービスコード表 2割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1311	【2割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰサービス分	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	14	1回につき
A3	1312	【2割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰ減算サービス分		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	12		
A3	1313	【2割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰ初回加算分		初回加算算定時に使用	12	1月につき	
A3	1314	【2割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	6		
A3	1315	【2割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	12		
A3	1331	【2割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱサービス分	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	9	1回につき
A3	1332	【2割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱ減算サービス分		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	8		
A3	1333	【2割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱ初回加算分		初回加算算定時に使用	8	1月につき	
A3	1334	【2割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	4		
A3	1335	【2割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	8		

※サービス費の算定回数の上限 週1回程度 月5回まで
 週2回程度 月10回まで
 週2回を超える程度 月16回まで(要支援1は利用不可)

◆川口市訪問型サービスA(基準緩和)サービスコード表【令和4年4月版】

●3割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1401	【3割】訪問A緩和サービス	訪問型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2	227単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	227	1回につき
A3	1402	【3割】訪問A緩和サービス同一					204	
A3	1403	【3割】訪問A緩和初回加算	初回加算			200	200	1月につき
A3	1405	【3割】訪問A緩和和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携 加算	生活機能向上連携加算Ⅰ		100	100	
A3	1404	【3割】訪問A緩和和生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ		200	200	
A3	1421	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅰ			31	31	
A3	1422	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ減算サービス分	サービス分			27	27	
A3	1423	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ初回加算分	初回加算算定時に使用			27	27	1月につき
A3	1425	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅰ分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用			13	13	
A3	1424	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅱ分	生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用			27	27	
A3	1441	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅱ			22	22	
A3	1442	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ減算サービス分	サービス分			20	20	
A3	1443	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ初回加算分	初回加算算定時に使用			20	20	1月につき
A3	1445	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅰ分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用			10	10	
A3	1444	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅱ分	生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用			20	20	
A3	1461	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅲ			12	12	
A3	1462	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ減算サービス分	サービス分			11	11	
A3	1463	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ初回加算分	初回加算算定時に使用			11	11	1月につき
A3	1465	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ向上加算Ⅰ分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用			5	5	
A3	1464	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ向上加算Ⅱ分	生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用			11	11	

川口市訪問型サービスA(基準緩和)サービスコード表 3割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1511	【3割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰサービス分	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	14	1回につき
A3	1512	【3割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰ減算サービス分		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	12		
A3	1513	【3割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰ初回加算分		初回加算算定時に使用	12	1月につき	
A3	1514	【3割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	6		
A3	1515	【3割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅰ向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	12		
A3	1531	【3割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱサービス分	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	9	1回につき
A3	1532	【3割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱ減算サービス分		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	8		
A3	1533	【3割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱ初回加算分		初回加算算定時に使用	8	1月につき	
A3	1534	【3割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	4		
A3	1535	【3割】訪問A緩和特定処遇改善加算Ⅱ向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ算定時に使用	8		

※サービス費の算定回数の上限 週1回程度 月5回まで
 週2回程度 月10回まで
 週2回を超える程度 月16回まで(要支援1は利用不可)

◆川口市通所型介護予防相当サービスサービスコード表【令和4年4月版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス1	通所型サービス費 (独自)	事業対象者(週1回程度)・要支援1		1,672単位	1,672	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割				55単位	55	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者(週2回程度)・要支援2		3,428単位	3,428	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割				113単位	113	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	1月につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から 利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合		事業対象者(週1回程度)・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者(週2回程度)・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算			225単位加算	225		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	口腔機能向上加算		口腔機能向上加算 I	150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II			口腔機能向上加算 II	160単位加算	160		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)		運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2				運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3				栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算			120単位加算	120		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	サービス提供体制 強化加算	(1)サービス提供体制 強化加算(I)		事業対象者(週1回程度)・要支援1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2				事業対象者(週2回程度)・要支援2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(1)サービス提供体制 強化加算(II)		事業対象者(週1回程度)・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 II 2				事業対象者(週2回程度)・要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 III 1		(3)サービス提供体制 強化加算(III)		事業対象者(週1回程度)・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 III 2				事業対象者(週2回程度)・要支援2	48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I		生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 1				(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 2			運動器機能向上加算を算定している 場合	100単位加算	100		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	口腔・栄養スクリーニング加算		(1)口腔栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II			(2)口腔栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	

A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目		通所型サービス費(独自)	事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,672単位	定員超過の場合 × 70%		
A6	8001	通所型独自サービス1・定超						
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超	事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,428単位	39	1日につき		
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		113単位	2,400	1月につき		
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超	79		1日につき			

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目		通所型サービス費(独自)	事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%		
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠						
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠	事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,428単位	39	1日につき		
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		113単位	2,400	1月につき		
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠	79		1日につき			

◆川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表【令和4年4月版】

●1割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A7	1001	【1割】通所A緩和サービス	通所型サービス費	事業対象者 要支援1	334	1回につき		
A7	1002	【1割】通所A緩和サービス同一建物		要支援2			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 - 94単位	240
A7	1003	【1割】通所A緩和サービス定超人欠		334単位			定員超過又は介護職員が欠員の場合 × 70%	233
A7	1004	【1割】通所A緩和サービス同一建物・定超人欠					定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 × 70% - 94単位	139
A7	1005	【1割】通所A緩和運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225	1月につき		
A7	1006	【1割】通所A緩和事業所評価加算	事業所評価加算		120			
A7	1015	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰ1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1	事業対象者(週1回程度)要支援1		88	
A7	1016	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰ2		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2	事業対象者(週2回程度)要支援2		176	
A7	1007	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1	事業対象者(週1回程度)要支援1		72	
A7	1008	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ2		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2	事業対象者(週2回程度)要支援2		144	
A7	1011	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅲ1		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1	事業対象者(週1回程度)要支援1		24	
A7	1012	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅲ2		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2	事業対象者(週2回程度)要支援2		48	
A7	1017	【1割】通所A緩和和生活機能向上連携加算Ⅰ		生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100	
A7	1013	【1割】通所A緩和和生活機能向上連携加算Ⅱ1			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	
A7	1014	【1割】通所A緩和和生活機能向上連携加算Ⅱ2	運動器機能向上加算を算定している場合		100			
A7	1031	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用		19	
A7	1032	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	14			
A7	1033	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	13			
A7	1034	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	8			
A7	1035	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用		13	1月につき		
A7	1036	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用		7			
A7	1045	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰ1分	サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用			5	
A7	1046	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用			10	
A7	1037	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用			4	
A7	1038	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用			8	
A7	1041	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅲ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用			1	
A7	1042	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅲ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用			2	
A7	1047	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅰ分	生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用			5	
A7	1043	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅱ1分		生活機能向上連携加算Ⅱ1算定時に使用			11	
A7	1044	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅱ2分		生活機能向上連携加算Ⅱ2算定時に使用		5		

※サービス費の算定回数の上限
 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 1割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A7	1061	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	14	1回につき
A7	1062	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	10		
A7	1063	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	10		
A7	1064	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5		
A7	1065	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	9	1月につき	
A7	1066	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	5		
A7	1075	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		3
A7	1076	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用	7		
A7	1067	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用	3		
A7	1068	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用	6		
A7	1071	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用	1		
A7	1072	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用	2		
A7	1077	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算 分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		4
A7	1073	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅱ1分		生活機能向上連携加算Ⅱ1算定時に使用	8		
A7	1074	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅱ2分		生活機能向上連携加算Ⅱ2算定時に使用	4		
A7	1091	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサービス分		介護職員処遇改善 加算Ⅲ	サービス分		減算なしのサービス算定時に使用
A7	1092	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ同一建物サービス分	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		5		
A7	1093	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用		5		
A7	1094	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ同一建物・定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		3		
A7	1095	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用		5	1月につき	
A7	1096	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用		2		
A7	1105	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰ1分	サービス提供体制強化 加算分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		2
A7	1106	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用		4		
A7	1097	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		1		
A7	1098	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		3		
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅲ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用		0		
A7	1102	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅲ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用		1		
A7	1107	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅰ分	生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		2
A7	1103	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅱ1分	生活機能向上連携加算Ⅱ1算定時に使用		4		
A7	1104	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅱ2分	生活機能向上連携加算Ⅱ2算定時に使用		2		

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 1割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A7	1161	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰサービス分	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	4	1回につき
A7	1162	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2		
A7	1163	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	2		
A7	1164	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	1		
A7	1165	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	2	1月につき	
A7	1166	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	1		
A7	1175	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰ1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		1
A7	1176	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用		2
A7	-	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0
A7	1168	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		1
A7	-	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅲ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用		0
A7	-	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅲ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用		0
A7	1177	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算 分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		1
A7	1173	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅱ1分			生活機能向上連携加算Ⅱ1算定時に使用		2
A7	1174	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅱ2分			生活機能向上連携加算Ⅱ2算定時に使用		1
A7	1181	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱサービス分		介護職員等特定 処遇改善加算Ⅱ	サービス分		減算なしのサービス算定時に使用
A7	1182	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ同一建物サービス分	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		2		
A7	1183	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用		2		
A7	1184	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ同一建物・定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		1		
A7	1185	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用		2	1月につき	
A7	1186	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用		1		
A7	-	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ1分	サービス提供体制強化 加算分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		0
A7	1195	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用		1
A7	-	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0
A7	1188	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		1
A7	-	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用		0
A7	-	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用		0
A7	1196	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅰ分	生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		1
A7	1193	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅱ1分			生活機能向上連携加算Ⅱ1算定時に使用		2
A7	1194	【1割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅱ2分			生活機能向上連携加算Ⅱ2算定時に使用		1

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

◆川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表【令和4年4月版】

●2割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A7	1201	【2割】通所A緩和サービス	通所型サービス費	事業対象者 要支援1	334	1回につき	
A7	1202	【2割】通所A緩和サービス同一建物		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合			94単位
A7	1203	【2割】通所A緩和サービス定超人欠		定員超過又は介護職員が欠員の場合			× 70%
A7	1204	【2割】通所A緩和サービス同一建物・定超人欠		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合			× 70% - 94単位
A7	1205	【2割】通所A緩和運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	1月につき	
A7	1206	【2割】通所A緩和事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算		
A7	1215	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰ1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1	事業対象者(週1回程度) 要支援1	88単位加算		
A7	1216	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰ2	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2	事業対象者(週2回程度) 要支援2	176単位加算		
A7	1207	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ1	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1	事業対象者(週1回程度) 要支援1	72単位加算		
A7	1208	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ2	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2	事業対象者(週2回程度) 要支援2	144単位加算		
A7	1211	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅲ1	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1	事業対象者(週1回程度) 要支援1	24単位加算		
A7	1212	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅲ2	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2	事業対象者(週2回程度) 要支援2	48単位加算		
A7	1217	【2割】通所A緩和和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算		
A7	1213	【2割】通所A緩和和生活機能向上連携加算Ⅱ1		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		
A7	1214	【2割】通所A緩和和生活機能向上連携加算Ⅱ2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算		
A7	1231	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ サービス分	介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用		1回につき
A7	1232	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 同一建物サービス分			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		
A7	1233	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 定超人欠サービス分			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用		
A7	1234	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 同一建物・定超人欠サービス分			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		
A7	1235	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 運動加算分			運動器機能向上加算算定時に使用	1月につき	
A7	1236	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 評価加算分			事業所評価加算算定時に使用		
A7	1245	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰ1分	サービス提供体制強化加算分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		
A7	1246	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用		
A7	1237	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		
A7	1238	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		
A7	1241	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅲ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用		
A7	1242	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅲ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用		
A7	1247	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 生活機能加算Ⅰ分	生活機能向上連携加算分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		
A7	1243	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 生活機能加算Ⅱ1分			生活機能向上連携加算Ⅱ1算定時に使用		
A7	1244	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 生活機能加算Ⅱ2分			生活機能向上連携加算Ⅱ2算定時に使用		

※サービス費の算定回数の上限
 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 2割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A7	1261	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	14	1回につき	
A7	1262	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	10			
A7	1263	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	10			
A7	1264	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5			
A7	1265	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	9	1月につき		
A7	1266	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	5			
A7	1275	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		3	
A7	1276	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用		7	
A7	1267	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		3	
A7	1268	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		6	
A7	1271	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用		1	
A7	1272	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用		2	
A7	1277	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅰ分			生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	4
A7	1273	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅱ1分					生活機能向上連携加算Ⅱ1算定時に使用	8
A7	1274	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅱ2分		生活機能向上連携加算Ⅱ2算定時に使用			4	
A7	1291	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサービス分		介護職員処遇改善 加算Ⅲ	サービス分		減算なしのサービス算定時に使用	7
A7	1292	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ同一建物サービス分	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		5			
A7	1293	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用		5			
A7	1294	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ同一建物・定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		3			
A7	1295	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用		5	1月につき		
A7	1296	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用		2			
A7	1305	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰ1分	サービス提供体制強化 加算分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		2	
A7	1306	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用		4	
A7	1297	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		1	
A7	1298	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		3	
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅲ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用		0	
A7	1302	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅲ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用		1	
A7	1307	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅰ分			生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	2
A7	1303	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅱ1分					生活機能向上連携加算Ⅱ1算定時に使用	4
A7	1304	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅱ2分	生活機能向上連携加算Ⅱ2算定時に使用				2	

※サービス費の算定回数の上限
 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 2割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A7	1361	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ サービス分	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	4	1回につき	
A7	1362	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2			
A7	1363	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	2			
A7	1364	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	1			
A7	1365	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	2	1月につき		
A7	1366	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	1			
A7	1375	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰ 1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		1	
A7	1376	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰ 2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用	2			
A7	-	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅱ 1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用	0			
A7	1368	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅱ 2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用	1			
A7	-	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅲ 1分		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用	0			
A7	-	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅲ 2分		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用	0			
A7	1377	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 生活機能加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算 分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		1	
A7	1373	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 生活機能加算Ⅱ 1分		生活機能向上連携加算Ⅱ 1算定時に使用	2			
A7	1374	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 生活機能加算Ⅱ 2分		生活機能向上連携加算Ⅱ 2算定時に使用	1			
A7	1381	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ サービス分		介護職員等特定 処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	3	1回につき
A7	1382	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 同一建物サービス分			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2		
A7	1383	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 定超人欠サービス分			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	2		
A7	1384	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 同一建物・定超人欠サービス分			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	1		
A7	1385	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用		2	1月につき		
A7	1386	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 評価加算分	事業所評価加算算定時に使用		1			
A7	-	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰ 1分	サービス提供体制強化 加算分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		0	
A7	1395	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰ 2分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用		1			
A7	-	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅱ 1分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0			
A7	1388	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅱ 2分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		1			
A7	-	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅲ 1分	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用		0			
A7	-	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅲ 2分	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用		0			
A7	1396	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 生活機能加算Ⅰ分	生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		1	
A7	1393	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 生活機能加算Ⅱ 1分	生活機能向上連携加算Ⅱ 1算定時に使用		2			
A7	1394	【2割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 生活機能加算Ⅱ 2分	生活機能向上連携加算Ⅱ 2算定時に使用		1			

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

◆川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表【令和4年4月版】

●3割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
種類	項目									
A7	1401	【3割】通所A緩和サービス	通所型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2	334単位		334	1回につき		
A7	1402	【3割】通所A緩和サービス同一建物				事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 - 94単位	240			
A7	1403	【3割】通所A緩和サービス定超人欠				定員超過又は介護職員が欠員の場合 × 70%	233			
A7	1404	【3割】通所A緩和サービス同一建物・定超人欠				定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 × 70% - 94単位	139			
A7	1405	【3割】通所A緩和運動器機能向上加算	運動器機能向上加算			225単位加算	225	1月につき		
A7	1406	【3割】通所A緩和事業所評価加算	事業所評価加算			120単位加算	120			
A7	1415	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰ1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1	事業対象者(週1回程度) 要支援1	88単位加算	88			
A7	1416	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰ2				サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2	事業対象者(週2回程度) 要支援2		176単位加算	176
A7	1407	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ1				サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1	事業対象者(週1回程度) 要支援1		72単位加算	72
A7	1408	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ2				サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2	事業対象者(週2回程度) 要支援2		144単位加算	144
A7	1411	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅲ1				サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1	事業対象者(週1回程度) 要支援1		24単位加算	24
A7	1412	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅲ2				サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2	事業対象者(週2回程度) 要支援2		48単位加算	48
A7	1417	【3割】通所A緩和和生活機能向上連携加算Ⅰ				生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100
A7	1413	【3割】通所A緩和和生活機能向上連携加算Ⅱ1							(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算
A7	1414	【3割】通所A緩和和生活機能向上連携加算Ⅱ2	運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100					
A7	1431	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ サービス分	介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用		19	1回につき		
A7	1432	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ同一建物サービス分				事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	14			
A7	1433	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ定超人欠サービス分				定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	13			
A7	1434	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ同一建物・定超人欠サービス分				定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	8			
A7	1435	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用			13	1月につき			
A7	1436	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用			7				
A7	1445	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰ1分	サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		5				
A7	1446	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用	10				
A7	1437	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用	4				
A7	1438	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用	8				
A7	1441	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅲ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用	1				
A7	1442	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅲ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用	2				
A7	1447	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅰ分			生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用			5	
A7	1443	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅱ1分						生活機能向上連携加算Ⅱ1算定時に使用	11	
A7	1444	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算Ⅱ2分	生活機能向上連携加算Ⅱ2算定時に使用	5						

※サービス費の算定回数の上限
 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 3割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A7	1461	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	14	1回につき
A7	1462	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	10		
A7	1463	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	10		
A7	1464	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5		
A7	1465	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	9	1月につき	
A7	1466	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	5		
A7	1475	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		3
A7	1476	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用		7
A7	1467	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		3
A7	1468	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		6
A7	1471	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用		1		
A7	1472	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅲ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用		2		
A7	1477	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅰ分	生活機能向上連携加算 分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	4		
A7	1473	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅱ1分		生活機能向上連携加算Ⅱ1算定時に使用	8		
A7	1474	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算Ⅱ2分		生活機能向上連携加算Ⅱ2算定時に使用	4		
A7	1491	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	7	1回につき
A7	1492	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5		
A7	1493	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	5		
A7	1494	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	3		
A7	1495	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用	5	1月につき		
A7	1496	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用	2			
A7	1505	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰ1分	サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		2	
A7	1506	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用		4	
A7	1497	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		1	
A7	1498	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		3	
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅲ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用		0	
A7	1502	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅲ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用		1	
A7	1507	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅰ分	生活機能向上連携加算 分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用		2	
A7	1503	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅱ1分		生活機能向上連携加算Ⅱ1算定時に使用		4	
A7	1504	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算Ⅱ2分		生活機能向上連携加算Ⅱ2算定時に使用	2		

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 3割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A7	1561	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ サービス分	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	4	1回につき
A7	1562	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2		
A7	1563	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	2		
A7	1564	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	1		
A7	1565	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	2	1月につき	
A7	1566	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	1		
A7	1575	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰ 1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		1
A7	1576	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰ 2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用		2
A7	-	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅱ 1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0
A7	1568	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅱ 2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		1
A7	-	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅲ 1分	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用		0		
A7	-	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅲ 2分	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用		0		
A7	1577	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 生活機能加算Ⅰ分	生活機能向上連携加算 分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	1		
A7	1573	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 生活機能加算Ⅱ 1分		生活機能向上連携加算Ⅱ 1算定時に使用	2		
A7	1574	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅰ 生活機能加算Ⅱ 2分		生活機能向上連携加算Ⅱ 2算定時に使用	1		
A7	1581	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ サービス分	介護職員等特定 処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	3	1回につき
A7	1582	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2		
A7	1583	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	2		
A7	1584	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	1		
A7	1585	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	2	1月につき	
A7	1586	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	1		
A7	-	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰ 1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)1算定時に使用		0
A7	1595	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰ 2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)2算定時に使用		1
A7	-	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅱ 1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0
A7	1588	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅱ 2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		1
A7	-	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅲ 1分	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)1算定時に使用		0		
A7	-	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅲ 2分	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)2算定時に使用		0		
A7	1596	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 生活機能加算Ⅰ分	生活機能向上連携加算 分	生活機能向上連携加算Ⅰ算定時に使用	1		
A7	1593	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 生活機能加算Ⅱ 1分		生活機能向上連携加算Ⅱ 1算定時に使用	2		
A7	1594	【3割】通所A緩和特定処遇改善加算Ⅱ 生活機能加算Ⅱ 2分		生活機能向上連携加算Ⅱ 2算定時に使用	1		

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

◆川口市介護予防ケアマネジメントサービスコード表【令和4年4月版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費	438 単位	1月につき
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回加算	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算	738 単位	
AF	1005	介護予防ケアマネジメントA・委託連携加算	介護予防ケアマネジメント費＋委託連携加算	738 単位	
AF	1006	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋委託連携加算	1038 単位	
AF	1031	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメント費(初回のみ)のケアマネジメント)	438 単位	